平成２６年（フ）第２１２号
岡山市南区泉田５丁目２番５号
債務者　片山　直也
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０５号
岡山市東区西大寺松崎248番地９ルナポート21　Ｄ号棟202号室、旧住所岡山市中区海吉1462番地７
債務者　難波　浩美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
熊本県八代市海士江町3464番地１
債務者　吉野　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月29日午後２時30分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３１００号
大阪府松原市天美我堂２丁目423番地
債務者　株式会社スーパーやまもと
代表者代表取締役　山本　隆之
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増市　　徹
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２２５号
静岡県焼津市高新田2407番地の１
破産者　有限会社イデケン
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２６号
静岡県焼津市高新田2407番地の１、商業登記簿上の本店所在地静岡市葵区与一１丁目13番18号
破産者　株式会社井出
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０２号
静岡県焼津市利右衛門435番地１
破産者　株式会社うな宏
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７３２号
名古屋市南区忠次１丁目７番22号
破産者　株式会社川瀬製作所
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６号
福岡県大川市大字中八院223番地
破産者　株式会社大幸木工
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
青森市大字野木字山口164番地48
破産者　北日本推進株式会社
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
横浜市中区扇町３－８－７　三平ビル２階
破産者　メセックインター株式会社
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０２号
岐阜県関市片倉町１番地65
破産者　遠藤　　健
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３５５号
三重県桑名市大字東方320番地８　くわなハイツ306号、開始決定時の住所岐阜市日野北４丁目14番11号
破産者　佐藤　貴康
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３５７号
三重県桑名市大字東方320番地８　桑名ハイツ106号、開始決定時の住所岐阜市日野北４丁目14番11号
破産者　佐藤　秀亮
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２７号
静岡県伊豆市冷川1277番地の２、開始決定時住所静岡県焼津市高新田2406番地の６
破産者　井出　俊浩
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０８号
静岡県藤枝市平島30番地
破産者　池端　新一
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６４号
静岡県裾野市深良680番地の２　土屋ハウス201、破産手続開始決定時の住所静岡県裾野市深良3327番地の５
破産者　土屋　仁美
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係